

宮崎市不法投棄の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、不法投棄の防止に関し、市等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって不法投棄の防止対策を推進し、もって清潔で住みやすく、美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)をみだりに捨てることをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 土地所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、不法投棄を防止するために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、不法投棄の早期発見に努めなければならない。

3 市は、不法投棄と認められる事実を発見したときは、関係機関と連携して、迅速かつ適切に対応しなければならない。

4 市は、市民等、事業者及び土地所有者等に対し、不法投棄の防止に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

5 市は、清掃活動又は不法投棄の防止に関する活動を行う市民等及び事業者に対し、その活動を支援するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、不法投棄の防止に関する意識を高めるとともに、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、不法投棄の防止に関し、その従業員に対する意識の啓発を図らなければならない。

2 事業者は、第3条第1項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物について、不法投棄を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、第3条第1項の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(不法投棄の発見者による通報)

第7条 不法投棄を発見した者は、速やかにその旨を市長に通報するよう努めなければならない。

(措置)

第8条 市長は、前条の規定による通報を受けたときは、速やかに事実関係を調査し、必要な措置を講じるものとする。

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、不法投棄された土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。